

「南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画策定調査業務委託」に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画策定調査業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 実施主体 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会
- (2) 委託業務名 南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画策定調査業務
- (3) 業務内容 別添仕様書（案）のとおり
- (4) 委託期間 契約日から平成30年3月31日まで
- (5) 概算予算額 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 熊本県内に本社、支社または営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ③国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと
- (6) 過去10年間（平成19年度から平成28年度）に、国、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む）、または国や地方公共団体が設立した協議会が発注した「鉄道を含む地域公共交通網形成計画の作成に関する業務」かつ「鉄道事業に関する経営計画や再生計画等の作成に関する業務」をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含むこととする。
- (7) 管理技術者及び照査技術者を本業務に配置できること。管理技術者及び照査技術者

は技術士（建設部門：「鉄道」または「都市計画及び地域計画」）の資格を有すること。管理技術者及び照査技術者は兼務できない。提案者と雇用関係を結んでいること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
公募開始	平成29年5月17日（水）
質問受付	平成29年5月17日（水）～19日（金）
質問回答	平成29年5月22日（月）
参加意思表明書提出期限	平成29年5月24日（水）17時15分必着
参加資格確認結果通知	平成29年5月25日（木）
企画提案書提出期限	平成29年5月31日（水）17時15分必着
ヒアリングの実施	平成29年6月初旬を予定 ※日時決定後に別途通知する。
審査結果の通知	ヒアリングから2日後を予定

#### 5 募集方法

本要領及び必要書類等を高森町、南阿蘇村及び熊本県ホームページに掲載する。

#### 6 質問及び回答

##### (1) 質問

##### ①質問受付期間

平成29年5月17日（水）～19日（金）17時15分

##### ②質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス：seisaku@tkbb.jp

※送信時、件名に「南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画策定調査業務委託プロポーザル質問」を付すること。

※送信後に、南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会事務局（高森町役場政策推進課内：0967-62-1111 内線155）まで送信した旨の電話連絡をすること。

※質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

##### (2) 回答

##### ①回答日

平成29年5月22日（月）

## ②回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、高森町、南阿蘇村及び熊本県ホームページに回答を掲載する。

## 7 参加意思表明書の提出

### (1) 提出書類

参加意思表明書（様式第2号）

### (2) 添付書類

①誓約書（様式第3号）

②会社の概要が分かる書類（任意様式）

③業務実績調書（様式第4号）

④管理技術者届（様式第5-1号）、照査技術者届（様式第5-2号）

⑤国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いことの証明（写し）

### (3) 提出期限

平成29年5月24日（水）17時15分（必着）

### (4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（押印したものをPDF形式で送付、原本を後日郵送すること。）による。

### (5) 提出部数 各1部

### (6) 提出場所

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会事務局（高森町役場 政策推進課内）

TEL：0967-62-1111（内線155）

メールアドレス：seisaku@tkbb.jp

### (7) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、平成29年5月25日（木）までに提出者全員に電子メールにより通知する。併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、仕様書（案）等の各規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

①企画提案書 鏡文（様式第6号）

②企画提案内容（様式第7号）：次に示す特定テーマについて、提案内容を記載すること（テーマ毎にA4版2ページ以内）

#### 特定テーマA

交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の趣旨並びに南阿蘇鉄道沿線地域の特性を踏まえた、本地域の持続可能な公共交通網のあり方・考え方について

※特に、地域における南阿蘇鉄道の役割・位置づけに触れ、全線復旧後の南阿蘇鉄道を中心とした交通網全体の持続可能性に関する長期的な視点を持って記載するよう留意すること。

#### 特定テーマB

地域公共交通網形成計画策定までの工程計画並びに関係機関との連携を含む業務実施体制の構築について

※本地域においては、南阿蘇鉄道の復旧にスピード感を持って取り組むためにも、10月末を目途に地域公共交通網形成計画の素案をとりまとめたと考えており、工程計画の作成及び業務実施体制の構築に当たっては、その点も留意すること。

#### 特定テーマC

仕様書（案）に定めた業務内容項目（利用実態・ニーズ把握調査、分析等）の具体的な取組手法について

③見積書及び見積明細（任意様式）

(2) 提出部数

- ・社名、代表者印のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの10部（副本）

(3) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けません。
- ③提出書類の提出後の差し替え、再提出は認めません。

(4) 提出期限 平成29年5月31日（水）17時15分（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、提出書類の返却は行わない。

(6) 提出場所

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会事務局（高森町役場 政策推進課内）

TEL：0967-62-1111（内線155）

9 最適提案者の特定方法等

(1) 審査方法

南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会委員及び事務局により、提出書類及びヒ

アリングによる審査を行い、最適提案者を特定する。

(2) 評価基準等について

①評価基準

評価項目		評価事項	配点	
1. 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10	
		小計	10	
2. 企画提案内容に関する評価	(特定テーマA) 業務内容の理解	①本地域の特性や公共交通の現状を十分に理解しているか。	15	
		②提案内容が、南阿蘇鉄道を軸とした交通網全体の持続可能性を示すうえで、実効性・実現性の高いものとなっているか。	15	
	(特定テーマB) 工程・業務体制	①実行性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10	
		②仕様書(案)の趣旨に基づき、工程計画に沿って業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10	
	(特定テーマC) 実施手法	①各種調査手法が具体的に示され、地域住民及び観光客のニーズを的確に把握できる内容となっているか。	10	
		②調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	10	
	ヒアリング	①知識・経験に基づいたプレゼンテーションであり、内容がわかりやすくかつ説得力があるか。	5	
		②本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5	
			小計	80
	3. 見積金額の評価		①業務に対して見積金額が適切か。	10
		小計	10	
		合計	100	

②採点基準

①の評価事項毎に、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、合計得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

### ③最適提案者の特定方法

- ・②の採点を行い、最高得点を得た者を最適提案者として特定するものとする。
- ・最高点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を特定するものとする。
  - ア. 評価項目「2. 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。
  - イ. アの最高点を得た者が複数となった場合は、「1. 業務実績の評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。
  - ウ. イの最高点を得た者が複数となった場合は、「3. 見積金額の評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。
  - エ. ウの最高点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を特定するものとする。

### (3) ヒアリングの実施

- ①実施日 平成29年6月初旬を予定  
※詳細な日時・場所については、別途通知する。
- ②出席者 予定管理技術者を含めた3名以内
- ③内容 提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答で行う。当日の追加資料は、認めない。  
※パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること。  
※提案に関する費用はすべて提案者の負担とする。  
※ヒアリングは非公開とする。

### (4) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次にいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽または不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に審査委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他審査で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

※審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

1 0 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、業務を受託するのに最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

審査で特定された最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、最適提案者の提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。
- (3) 提出された提案書等は、最適提案者の特定以外には使用しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (5) 2(5)の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定める。

【提出先・問い合わせ先】

南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会事務局

担当：本川、後藤

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話：0967-62-1111（内線 155）

FAX：0967-62-1174

電子メール：seisaku@tkbb.jp